

～公益法人だより～

第 22 号 令和 5 年(2023)12 月 4 日
滋賀県総務部総務課 発行

目次

- 1 県有地の貸借に係る契約満了時等における原状回復義務のための費用への備えについて
- 2 協働ネットしがの利用案内
- 3 寄附制度

1 県有地の貸借に係る契約満了時等における原状回復義務のための費用への備えについて

公益法人や移行法人が県や市町から使用許可を受けたり貸借契約を結ぶことにより県有地や市有地の上に建物等の有形固定資産を所有している場合、通常は期間満了等による土地の返還時には、原状回復義務が課されています。この原状回復義務を履行するためには、法人は有形固定資産を除却する必要があり、当該有形固定資産に係る将来の負担を予測し、費用負担に備えることが求められます。

その方法としては、法人が自主的、計画的に資金を積み立てる方法のほか、令和 5 年(2023 年)11 月 15 日付けの内閣府 公益法人メールマガジン第 181 号で紹介されている「資産除去債務」を計上する方法が考えられます。

「資産除去債務」を計上する場合は、償却期間を何年とするか等、普段取引のある顧問税理士等にも御相談いただき、御対応をお願いします。

公益法人メールマガジン第 181 号の該当部分を以下に抜粋し、掲載します。

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■資産除去債務について

公益法人に適用される個別の企業会計基準の一つとして、「資産除去債務に関する会計基準」が挙げられます。

資産除去債務とは、有形固定資産の除去に関して法令等で定められている不可避的な義務を言います。資産除去債務に関する会計基準第 3 項(1)において、資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものと定義しています。

資産除去債務が生じると考えられる法令による義務の例として、建築物の解体時におけるアスベストの除去債務やPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な保管・処理義務などが挙げられます。同じく契約による義務の例として、定期借地権契約による原状回復義務や建物等の賃貸借契約による原状回復義務などが挙げられます。なお、法人の自主的な計画のみから生じるものは資産除去債務に該当しません。

有形固定資産に関する将来の負担を不動産実務に照らして的確に測定し、それを財務諸表に正しく反映することが必要です。具体的には、資産除去債務が存在する場合、将来における当該義務に伴う支出見込み額に基づいて現在価値を算定して負債に計上するとともに、同額を有形固定資産の帳簿価額に加えます。

このような会計処理により、有形固定資産除去時に不可避的な義務が貸借対照表上の負債として表示されます。また、有形固定資産の帳簿価額に加えられた金額については、減価償却を通じて各事業年度に費用配分されます。将来の支出見込み額と負債に計上されている現在価値との差額については、時の経過による調整額として各事業年度に費用計上されます。

上記のような会計処理を行う前提として、対象となる事象について、法律上の義務またはそれに準ずるものに該当するか否かを判断する必要があり、そのためには、どのような法律関係であるのかを把握・理解することが重要です。

例えば、法令や条例、行政当局の通達などで特別な方法で除去することが要求されているような有害物質が、法人が所有している有形固定資産に使用されていないかどうか調査したり、現在法人が締結している賃貸借契約について原状回復義務に関する定めの有無や内容を確認したりすることが考えられます。

逆に、関連する法令や契約等について把握・理解していない場合には、貸借対照表の負債に計上すべき資産除去債務の存在に気付かず、有形固定資産を除去する時点になってから多額の除去費用が発生することに気付いて慌てることにもなりかねません。

この機会にご確認ください。

2 協働ネットしがの利用案内

「協働ネットしが」は、NPO法人や公益法人、企業、大学等の団体が主催行事や事業の開催、各種公募などについて、直接情報を掲載することができ、様々な情報発信・情報交換の場としてご活用いただけます（※情報を掲載するには、あらかじめID・パスワードの取得が必要です）。独自のホームページをお持ちでない場合等に利用をご検討ください。

□協働ネットしがを閲覧する

下記のアドレスから協働ネットし가의ホームページにアクセスできます。

協働ネットしが (<https://www.kyodoshiga.jp/>)

□協働ネットしがに情報を掲載する

トップページから「[マイページ利用申請](#)」のボタンをクリックし、画面に記載されている順序に従って申請手続を行うことが必要です。申請が承認されると、マイページログインIDがメールで送付されます。その後、パスワードの登録を行い、マイページにログインすることにより、団体の活動情報等を掲載することが可能となります。

なお、すでにページが作成されている場合がありますので、その際は更新作業をお願いします。代表者や電話番号等、情報が更新されていない場合も更新をお願いします。

協働ネットしがを利用するメリット

自前でホームページを管理するのが困難な法人では…

- マイページを利用して情報発信ができます。
- 利用料は無料で、ホームページの管理に係る手間や費用がかかりません。内容の更新を行うだけです。

イベントやセミナー参加募集や助成金募集を広く呼び掛けたい法人は…

- 閲覧者は、地域貢献や社会活動に興味のある方が多数のため、効果的に情報発信ができます。

□協働ネットしがに関する問い合わせ

トップページの上にある「[Q & A・お問い合わせ](#)」をクリックすると、よくあるお問い合わせに関する回答が閲覧できます。また、「お問い合わせ」のフォームから必要事項を入力することでシステム上でのお問い合わせも可能です。

その他のお問い合わせは、協働ネットしがを担当する所属までお願いします。

(担当課) 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民活動・協働推進室

TEL : 0 7 7 - 5 2 8 - 3 4 1 9

3 寄附制度

公益法人に寄附をした個人は所得控除の適用を受けることができます。寄附をした公益法人が税額控除対象法人※である場合、寄附者は確定申告時に税額控除を選択することもできます。

また、法人が公益法人に支出する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられていることから、法人税において優遇を受けることができます。

寄附制度の概要について、滋賀県ホームページ（公益法人への寄附：<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/dantai/11090.html>）で情報提供していますので、参考にしていただくとともに、寄附募集に一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

※税額控除対象法人：一定の要件を満たし、行政庁の証明を受けた法人です。要件や手続についての詳細は内閣府作成の「税額控除に係る証明～申請の手引き～」（公益法人インフォメーションに掲載）をご参照ください。

● おわりに

今回のメイントピックは、1の土地の原状回復義務のための費用への備えです。建物敷地とする目的で土地を使用している場合、長期間にわたる使用が想定されていますが、いずれは建物を除却する必要があります。また、県や市が直接使用する必要性が生じるなどの理由により、使用許可や貸借契約を更新できずに立ち退きが必要となることもあり得ます。実際に建物等を除却する必要性が生じた場合、法人がそれに見合う正味財産を有していれば問題ありませんが、そうでない可能性がある場合には、貸主である県等とも協議し、除却が必要となる時期に備え、計画的に建物等の除却費用相当額を積み立てるようにしてください。

滋賀県総務部総務課
公益法人・宗教法人係
電話：077-528-3145
メール：ba0007@pref.shiga.lg.jp